

平成20年度社協事務連絡事項について

1 福祉推進員の推薦について

資料・推薦書別紙のとおり

提出期限 平成20年1月25日まで

2 平成20年度社協会費並びに赤い羽根募金・歳末助け合い募金・日本赤十字社募金の予定について

種 類	平成20年度 世帯当りの目標額	平成19年度 世帯当りの目標額	実施時期
社協会費	1,000円	1,000円	5月
赤い羽根共同募金	750円	750円	10月
歳末助け合い募金	200円	200円	10月
日本赤十字社募金	500円	500円	5月

発北栄社協第 99 号
平成 19 年 12 月 21 日

各自治会長 様

社会福祉法人
北栄町社会福祉協議会
会 長 竹歳 邦安
(公 印 省 略)

福祉推進員の推薦について (お願い)

本会福祉事業の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、小地域福祉活動の重要性を鑑み、毎年、福祉活動の推進役として「福祉推進員」の委嘱をさせていただいています。

つきましては、別紙のとおり世帯数に応じて設置希望数を提示しておりますので、各自治会にて「福祉推進員」を別紙推薦書によりご推薦頂きますようお願いいたします。

記

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 推薦書 | 別紙のとおり |
| 2. 推薦人員 | 別紙のとおり |
| 3. 提出期限 | 平成 20 年 1 月 18 日 (金) |
| 4. 福祉推進員設置要領 | 福祉推進員の方に配布をお願いします。 |

各自治会福祉推進員設置希望数(平成20年)

自治会名	世帯数	福祉推進員 設置希望数	自治会名	世帯数	福祉推進員 設置希望数
西園	188	4	江北	165	3
東園	102	2	江北浜	69	1
東園浜	61	1	東新田場	49	1
六尾	107	2	西新田場	41	1
六尾北団地	46	1	国坂	70	1
瀬戸	128	3	国坂浜	109	2
原	102	2	大野	82	2
大島	92	2	田井	126	2
西穂波	12	1	土下	92	2
穂波	24	1	米里	94	2
亀谷	108	2	北条島	78	2
東亀谷	125	2	北尾	63	1
下種	45	1	弓原	124	2
上種	24	1	弓原浜	45	1
茶ヤ条	16	1	駅前	47	1
西高尾	40	1	下神	119	2
東高尾	31	1	松神	119	2
岩坪	17	1	曲	94	2
高千穂	22	1	みどり1区	141	3
由良宿1区	194	4	向山団地	41	1
由良宿2区	160	3	中央団地	80	2
由良宿3区	132	3	山西	21	1
由良宿4区	64	1	みどり西団地	182	3
由良宿5区	65	1	小河原団地	20	1
由良宿6区	61	1	みどり南団地	130	3
由良宿7区	49	1	国坂東	83	2
緑ヶ丘団地	64	1	さつきヶ丘団地	58	1
妻波	169	3	みどり2区	121	2
大谷	266	5	国坂中団地	38	1
別所	24	1	さくら団地	47	1
比山	23	1			
青木	16	1			
二子塚団地	15	1			
				合計	108

福祉推進員推薦書

平成 年 月 日

社会福祉法人北栄町社会福祉協議会

会 長 竹歳 邦安 様

_____ 自治会

自治会長

印

下記の通り、推薦します。

住所	北栄町	氏名		TEL	—	区分	1. 再選出 2. 新選出
住所	北栄町	氏名		TEL	—	区分	1. 再選出 2. 新選出
住所	北栄町	氏名		TEL	—	区分	1. 再選出 2. 新選出
住所	北栄町	氏名		TEL	—	区分	1. 再選出 2. 新選出
住所	北栄町	氏名		TEL	—	区分	1. 再選出 2. 新選出

備考

※住所は書類郵送の関係上、番地までご記入ください。

※推薦書に記載された個人情報、この事業以外の目的で使用することはありません。

北栄町福祉推進員設置要領

(目的)

第1条 この要領は、北栄町福祉推進員「以下、福祉推進員という。」を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 福祉推進員は、住民の福祉向上に関し次の事項を行う。

- (1) 住民の福祉向上のため、よりよいサービスの情報提供並び行政・民間福祉団体等との連絡調整。
- (2) 小地域での明るい町づくりへの企画運営への参画。
- (3) 行政、民間福祉団体等の行う福祉行事への協力。
- (4) その他、住民福祉向上への活動並びに協力。

(福祉推進員の資格)

第3条 福祉推進員は、地域に信望があり、社会福祉に関し理解と熱意を有する者。ただし、民生児童委員の職にある者は、選任してはならない。

(選出方法)

第4条 福祉推進員は、各自治会50世帯を基準として1名を選出する。ただし、50世帯に満たない場合は、1名を選出し、自治会長の推薦により、社会福祉法人北栄町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 前項で50世帯に1人とあるが、会長が特に必要と認めた場合には、増員できる。

(任期)

第5条 福祉推進員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。

2 補欠福祉推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 福祉推進員は、再任を妨げない。

(服務)

第6条 福祉推進員は、相談上、調整上で知り得た秘密は、正当な理由なくして、他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。